# 新潟市民病院 治験審査部会標準業務手順書 補遺 WEB 会議システム利用手順書

(目的)

第1条 本手順書は、WEB会議システムを利用して治験審査部会(以下「IRB」という)に 参加する場合の手順を定める。

## (WEB 会議システムの利用)

第2条 IRB 部会長が必要と認める次の場合において、委員は WEB 会議システムを利用して IRB に参加することができる。

- 1) 院長より集合形式の IRB 開催の自粛を要請されたとき
- 2) 災害その他により道路や公共交通機関等が障害され、会場に参集できないとき
- 3) 委員から WEB 会議システムを利用して参加する旨の申請があったとき

### (WEB 会議システム利用の要件)

第3条 WEB 会議システムを利用して IRB に参加する委員がいる場合、次の要件を満たす必要がある。

- 1)映像と音声の送受信により双方の意思疎通が可能であること
- 2) ウイルス、不正アクセス対策が講じられた WEB 会議システム・端末を使用すること
- 3) 審議資料を事前に配布済であり、IRB 開催中に資料及び情報の共有ができること
- 4) WEB 会議システムを利用する委員は情報漏洩の恐れのない個室等から参加すること

#### (WEB 会議システムの運用)

- 第4条 WEB 会議システムを利用する場合、治験管理室はその準備及び運営を行う。
  - 1) 事前に WEB 会議システムを予約し、WEB 会議システムを利用する委員に案内メールを送信する。
  - 2) IRB 開始前に接続テストを行い、WEB 会議システムに不具合がないかを確認する。 WEB 会議システムの不具合等により、IRB の円滑な運営が行えないと部会長が判断した場合、会議の中止も含め適切な措置を講じる。

#### (記録の保存)

第5条 WEB 会議システムを利用して IRB を開催した場合、その旨を会議の記録に残す。

附則:この手順書は2024年8月1日から施行する。